

出雲地区合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)規約(以下「協議会規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、協議会に設置される小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の名称及び所掌事項)

第2条 小委員会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

(委員)

第3条 小委員会の構成委員は、別表第2に掲げるとおりとし、協議会の会長(以下「会長」という。)が指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について、協議会に報告し、確認を受けた時をもって終了する。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第10条 第6条に定める者が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 名 称 | 所 掌 事 項 | |
|---------------|--|--|
| | 新市建設計画関連 | 合併協定項目関連 |
| 総務・企画 小委員会 | 新市建設計画における総務・企画、 財政、議会及び消防・防災に関する 事項 | 合併協定項目における総務・企画、 財政、議会及び消防・防災に関する 事項 |
| 福祉・教育 小委員会 | 新市建設計画における住民・福祉及 び教育・文化に関する事項 | 合併協定項目における住民・福祉及 び教育・文化に関する事項 |
| 産業・建設 小委員会 | 新市建設計画における産業及び建 設・上下水道に関する事項 | 合併協定項目における産業及び建 設・上下水道に関する事項 |

別表第2（第3条関係）

| 名 称 | 構成委員 | 委員総数 |
|-----------|--|-------|
| 総務・企画小委員会 | 1 協議会規約第7条第1項第1号及び同 項第2号に規定する委員（以下「議会委 員」という。）のうちから各市町1名 2 協議会規約第7条第1項第3号に規定 する委員（以下「3号委員」という。） のうちから各市町1名及び各市町選出委 員以外の委員（以下「共通委員」という。） のうちから2名以内 | 14名以内 |
| 福祉・教育小委員会 | 1 議会委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共 通委員のうちから2名以内 | 14名以内 |
| 産業・建設小委員会 | 1 議会委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共 通委員のうちから2名以内 | 14名以内 |